

施設 入所 料金表 (2024年8月から)

1 施設基本利用料 (多床室)

介護度	単位数	介護保険			食費	居住費	
		1割負担	2割負担	3割負担			
1	871	918	1,836	2,754	1,937	500	
2	947	998	1,996	2,994			
3	1,014	1,069	2,138	3,206			
4	1,072	1,130	2,260	3,390			
5	1,125	1,186	2,372	3,557			
介護度	単位数	1日計 (消費税含む)			30日計 (消費税含む)		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1	871	3,355	4,273	5,191	100,651	128,192	155,733
2	947	3,435	4,433	5,431	103,054	132,998	162,942
3	1,014	3,506	4,575	5,643	105,173	137,235	169,298
4	1,072	3,567	4,697	5,827	107,007	140,903	174,800
5	1,125	3,623	4,809	5,994	108,683	144,255	179,828

※食費内訳 朝539円 昼699円 夕699円

※1単位10.54円

施設基本利用料 (個室)

介護度	単位数	介護保険			食費	居住費	
		1割負担	2割負担	3割負担			
1	788	831	1,661	2,492	1,937	1,743	
2	863	910	1,819	2,729			
3	928	978	1,956	2,934			
4	985	1,038	2,076	3,115			
5	1,040	1,096	2,192	3,288			
介護度	単位数	1日計 (消費税含む)			30日計 (消費税含む)		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1	788	4,511	5,341	6,172	135,317	160,233	185,150
2	863	4,590	5,499	6,409	137,688	164,976	192,264
3	928	4,658	5,636	6,614	139,743	169,087	198,430
4	985	4,718	5,756	6,795	141,546	172,691	203,837
5	1,040	4,776	5,872	6,968	143,285	176,170	209,054

※食費内訳 朝539円 昼699円 夕699円

※1単位10.54円

施設基本利用料 負担限度額認定証対象者

要介護度	単位数	多床室		単位数	個室	
		1日合計	30日合計		1日合計	30日合計
1	871	918	27,541	788	831	24,917
2	947	998	29,944	863	910	27,288
3	1,014	1,069	32,063	928	978	29,343
4	1,072	1,130	33,897	985	1,038	31,146
5	1,125	1,186	35,573	1,040	1,096	32,885

利用者負担 段階	対象者	負担限度額				
		居住費		食費	1日合計	30日合計
		多床室	個室			
第1段階	・市区町村民税非課税世帯 で高齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0	550	300	多床室 300 個室 850	多床室 9,000 個室 25,500
第2段階	市区町村民税非課税世帯 あって、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年額 80万円以下の方	430	550	390	多床室 820 個室 940	多床室 24,600 個室 28,200
第3段階①	市区町村民税非課税世帯 あって、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年額 80万円超120万円以下の方	430	1,370	650	多床室 1,080 個室 2,020	多床室 32,400 個室 60,600
第3段階②	市区町村民税非課税世帯 あって、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年額 120万円超の方	430	1,370	1,360	多床室 1,790 個室 2,730	多床室 53,700 個室 81,900
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし				

《負担限度額の軽減制度について》

市区町村民税非課税世帯の方が対象です。世帯が違っていても配偶者が市区民税を課税されている場合は対象外です。また預貯金などが一定額以下である事（配偶者がいる方は合計200万円、配偶者がいない方は100万円）が条件です。

※負担の軽減を受けようとする方は、お住いの各市町村への申請が必要です。
サービスご利用前に必ず申請してください。

【個室料金】

部屋		日額	30日合計
二人部屋	施設基本利用料（多床室）に加算されます二床室を利用した場合の室料。収納が設置されており、利用料を含みます。	1,650	49,500
一人部屋	施設基本利用料（個室）に加算されます個室（8.51㎡～14.48㎡）を利用した場合の室料。収納が設置されており、利用料を含みます。	1,760	52,800
特別室	施設基本利用料（個室）に加算されます個室（20.73㎡）を利用した場合の室料 テレビ、収納が設置されており、利用料を含みます。	2,860	85,800

2 その他の料金

(1)介護保険加算料金（サービス内容により個別に算定される費用です）

加算項目	単位数	費用			算定要件
		1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	24 /日	25	51	76	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が基準を満たしている
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 /日	272	544	816	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所日から起算して3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 /日	253	506	759	認知症であると医師が判断した方に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合。かつ、入所者が退所後生活する場所を訪問し、それを踏まえたリハビリテーション計画を作成していること
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120 /日	126	253	379	認知症であると医師が判断した方に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合。
リハビリテーションマネジメント計画情報加算	33 /月	35	70	104	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合
認知症ケア加算	76 /日	80	160	240	日常生活に支障をきたすような症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合

若年性認知症受け入れ加算	120 /日	126	253	379	若年性認知症（40歳以上65歳未満）の方を受け入れた場合
初期加算Ⅰ	60 /日	63	126	190	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、当該介護老人保健施設に入所した日から起算して30日以内の期間
初期加算Ⅱ	30 /日	32	63	95	加算Ⅰ以外の病院、施設、居宅から介護老人保健施設に入所した者について、当該介護老人保健施設に入所した日から起算して30日以内の期間
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450 /回	474	949	1,423	入所者が退所後に生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
退所時情報提供加算Ⅰ	500 /回	527	1,054	1,581	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所時情報提供加算Ⅱ	250 /回	264	527	791	医療機関へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて紹介を行った場合
入退所前連携加算Ⅰ	600 /回	632	1,265	1,897	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、利用者の同意を得て退所後の居宅サービス・地域密着型サービスの利用方針を定めた場合
入退所前連携加算Ⅱ	400 /回	422	843	1,265	1月を超える入所者が退所し、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス・地域密着型サービスの利用方針を定めた場合
経口維持加算Ⅰ	400 /月	422	843	1,265	現に経口による食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して医師の指示に基づき、管理栄養士その他の職種の者が共同して入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進める為の経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合

経口維持加算Ⅱ	100 /月	105	211	316	協力歯科医療機関を定めている施設が、経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
経口移行加算	28 /日	30	59	89	経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成して、医師の指示の下、管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士等が支援を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 /月	116	232	348	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行い、口腔衛生管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合
療養食加算	6 /回	6	13	19	医師の指示に基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び、特別な場合の検査食が提供された場合
緊急時治療管理	518 /日	546	1,092	1,638	入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により、医療行為を行った場合
所定疾患施設療養費Ⅱ	480 /日	506	1,012	1,518	肺炎等の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
安全対策体制加算	20 /回	21	42	63	事故防止・対応等の安全対策を実施する体制の整備について評価するもので、一定の基準以上の体制を整備した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能機能加算Ⅱ	51 /日	54	108	161	退所者のうち在宅復帰した者の割合が、厚生労働大臣が定める基準を満たしている
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 /月	3	6	9	入所時に褥瘡発生のリスクを評価、管理し褥瘡ケアをした結果、褥瘡の発生が認められたもの
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 /月	14	27	41	入所時に褥瘡発生のリスクを評価、管理し褥瘡ケアをした結果、褥瘡の発生が認められなかったもの
退所時栄養情報連携加算	70 /回	74	148	221	特別食を必要とする入所者について、管理栄養士が退所先の医療機関等に当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 /日	19	38	57	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 /月	42	84	126	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚
ターミナルケア加算	72 /日	76	152	228	死亡日以前31日以上45日以下
	160 /日	169	337	506	死亡日以前4日以上30日以下
	910 /日	959	1,918	2,877	死亡日以前2日又は3日
	1,900 /日	2,003	4,005	6,008	死亡日

協力医療機関連携加算Ⅰ	100 /月	105	211	316	協力医療機関との連携体制を常時確保している
外泊時費用	362 /日	382	763	1,145	外泊した場合（月6日を限度）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定（75/1000）				

(2)介護保険外料金（ご利用者の希望等によりかかる費用）

おやつ		157/日	ご希望により昼食後にご用意いたします お申し込みは入所時にお申し出ください
嗜好品	ヨーグルト	100/日	ご希望により毎食時にご用意いたします お申し込みは入所時にお申し出ください
日用品	単品申込	価格は別紙参照	日用消耗品をご用意いたします。衛生管理・物品補充はスタッフにて行います
	セット	330/日	
私物洗濯費		198/日 5,762/月	クリーニング委託業者 柴橋商会
理容費		1,800/回	カットのみとなります
健康管理費		実費	インフルエンザ予防接、種肺炎球菌ワクチン接種等負担金は対象年齢により異なります 各市町村へお問い合わせください
文書料	診断書	2,860/通～	作成にかかる文書の費用
	証明書	1,100/通	診断書作成にかかる検査費用は実費になります
	死亡診断書	6,600/通	
エンゼルセット		4,400/回	死後処置料